

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間当時はC公団に出向し、D事務所で業務をしていた。事業所の合併については、A社からの連絡書類で知った。」との申立期間当時の勤務状況及び事業所の合併に関する具体的かつ詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

申立期間は、社会福祉法人A会に勤務していたが、当時の給与支給明細書によると、標準報酬月額は 19 万円と記載されており、当該月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額は、17 万円と記録されているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書によると、申立期間のうち、平成 11 年 8 月から 12 年 1 月までの標準報酬月額は、19 万円と記載されており、当該月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、社会福祉法人A会は、「申立人が提出している給与支給明細書は、当社で使用していた給与明細書に間違いはない。平成 11 年 8 月から 12 年 1 月までの期間について、厚生年金保険料は過剰に控除されているが、誤りに気付いたので同年 2 月分給与において差額調整を行っている。」と回答しており、平成 12 年 2 月分給与支給明細書によると、標準報酬月額の記載は 17 万円に修正され、厚生年金保険料控除額は、11 年 8 月から 12 年 1 月までの期間におけるオンライン記録で確認できる標準報酬月額（17 万円）に基づく同保険料額（累計 8 万 8,482 円）と誤って控除した標準報酬月額（19 万円）に基づく同保険料額（累計 9 万 8,892 円）との差額 1 万 410 円を同年 2 月の同保険料（1 万 4,747 円）から減額調整し、同年 2 月の同保険料を 4,337 円として控除していることが確認できる。

また、平成 12 年 3 月分の給与支給明細書によると、標準報酬月額は 17 万円

と記載されており、当該月額に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額である 17 万円に見合う厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社B炭砦における資格喪失日（昭和30年4月27日）に係る記録を取り消し、昭和29年5月5日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月5日から30年11月1日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社B炭砦で勤務していた期間のうち、昭和29年5月5日以降の加入記録が無い旨の回答を得た。

当該事業所には昭和30年10月末まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和29年5月5日から30年4月27日までの厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、i) 申立人は、A社B炭砦に昭和28年1月に入社し、自衛隊の採用試験に合格した30年10月まで継続して勤務していたと主張しているところ、同炭砦は、同年4月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、「会社がC社に変わった時に、一時期、採炭を休止していた時期があった。」ことを記憶しているが、この記憶は、同炭砦が適用事業所ではなくなる時期まで厚生年金保険の加入記録がある同僚の証言と一致していることから、申立人は、同炭砦が適用事業所ではなくなった日以降も継続して勤務していたものと推認されること、ii) 申立人は、昭和29年3月又は同年4月に、それまでの坑外の作業から、坑内の電気設備や排水ポンプの修繕担当となった旨主張しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、元従業員の証言から、申立人と同職種（電気設備の修繕）と考えられる者についても、A社（B炭砦）が適用事業所ではなくなった日に被保険者資

格を喪失した記録となっているほか、元従業員の証言からは申立人の資格喪失日前後の勤務形態に変更があった事情もうかがえないことから、申立人は、申立期間のうち、同年5月5日から30年4月27日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては履行していないことが認められるとして、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）で決定したあっせん案の報告に基づく平成21年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格喪失日が昭和30年4月27日に、標準報酬月額が8,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、A社B炭砒の承継事業所であるD社から新たに提出された同炭砒に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和29年5月5日と記載されており、社会保険事務所が保管する被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できるところ、事業所が保管する名簿に記載されている申立人を含む60人のうち、57人の資格喪失日は、社会保険事務所が保管する被保険者名簿の資格喪失日と一致し、当該60人のうち2人の資格喪失日は、社会保険事務所が保管する同名簿の資格喪失日と1日のみ相違していることが確認できることから、当該事業所は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け出していたものと認められる。

また、D社は、上記の名簿を提出する際、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年5月5日以降の期間においては申立人を厚生年金保険に加入させておらず、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除することもない。」と回答している。

さらに、前回、あっせんの判断理由の一つとして、申立人と同職種（電気設備の修繕）と考えられる者についても、A社（B炭砒）が適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失した記録となっていることを挙げていたが、同人に再度照会したところ、「当時の勤務形態及び業務内容は、日勤勤務で坑外における社宅の営繕である。」と回答していることから、3交代勤務で坑内において電気設備等の修繕業務に従事していたとする申立人とは職種が異なっていたものと判断できる。

加えて、先述の57人のうち生存及び所在が確認できる8人に照会し、7人から回答を得られたところ、このうち4人は、「厚生年金保険の取扱いについては分からないが、同保険の資格喪失日と自身が記憶する退社時期は一致している。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。